

埼玉県企業局優秀委託業務表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局が発注した委託業務を、優秀な成績で完了した受託業者及び管理技術者等(照査技術者、現場責任者及び技術管理者を含む。)を表彰することにより、受託業者の技術の向上、県内業者の育成を図るとともに、委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

(対象業務)

第2条 表彰の対象業務は、企業局が発注した委託業務のうち、表彰実施年度の前年度に完了し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計委託業務(測量、地質・土質調査との合併及び執行委任を受けた設計委託業務を含む。)
- (2) 地質・土質調査業務のうち解析業務を含むもの。
- (3) 測量業務(用地測量を含む)

(表彰の種類)

第3条 表彰は、県内及び準県内の委託業者を対象とする「優秀賞」と、県内の委託業者を対象とする「奨励賞」とする。

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号に該当し、他の模範とするに足るものに対して行う。

- (1) 業務内容を的確に理解し、事前準備、企画力等が優れていること。
- (2) 工程管理、現地の把握、技術力、創意工夫等が優れていること。
- (3) 成果のとりまとめ、目的の達成度等が優れていること。
- (4) その他、事業の遂行に著しく貢献したもの。

(欠格事項)

第5条 第2条及び前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加停止の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- (3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。

(4) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第6条 表彰対象業務の推薦については、別に定める実施基準に基づき、それぞれの業務の発注課所場長が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第7条 第4条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

6 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、所属する組織の職員に代理させることができる。

7 委員会は、別に定める実施基準に基づき審査を行い、表彰候補者を選定する。

8 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所場長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(幹事会)

第8条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表2の職にある者をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

5 幹事会は、別に定める実施基準に基づいて、埼玉県企業局優秀委託業務表彰推薦調書等の資料や発注課所場長へのヒアリングにより表彰候補者選定に必要な専門的事項を調査、審議し、委員会へ報告するものとする。

6 幹事長は、調査、審査にあたり、発注課所場長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取するものとする。

(被表彰者の決定)

第9条 公営企業管理者は、委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、年1回公営企業管理者が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第11条 委員会及び幹事会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、企業局工事検査員に置く。

(実施基準)

第12条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 5月 1日から施行する。

別表1

審査委員会

区 分	職 名
委 員 長	局 長
副委員長	水道部長
委 員	地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、主席工事検査員

別表2

幹事会

区 分	職 名
幹 事 長	副主席工事検査員または主任工事検査員
副幹事長	幹事長が幹事の中から指定する本庁の主幹相当職
幹 事	幹事長が指定する地域整備課、水道管理課の主幹、主査相当職及び地域機関の担当部長、担当課長相当職